

熱中症に対する予防措置について

1 「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

環境省より石狩管内（札幌）に翌日 15 時以降の暑さ指数が 33℃以上の予報が発表された場合（危険予報）には、生徒や学校の環境等を勘案し臨時休業を検討します。臨時休校が決定した場合には、前日の 21 時までに全生徒・保護者に楽メ、HP 等で周知します。

2 平常日における具体的な熱中症対応

（1）【屋外での活動】暑さ指数 28℃以上の場合

- ① 屋外での教育活動を中止し、体育館へ切り替え（激しい運動は中止）ます。
- ② 体育館の暑さ指数が 31℃以上になった場合、運動は中止し簡易クーラーの効いた教室で座学を行います。

（2）【屋内での教育活動】教室で暑さ指数 31℃以上の場合

- ① 簡易クーラーの効いた教室へ移動し、学習を行います。
- ② 簡易クーラーの効いた教室で 1 か所でも暑さ指数 31℃以上の箇所があれば原則、全校生徒を臨時休校措置とし下校させます。

3 休業中の進路等の活動対応

平常日における熱中症対応に準じて適用し、担当者から保護者に連絡します。

4 暑さ指数による判断は【環境省「熱中症予防情報サイト」】により、石狩管内（札幌）における暑さ指数予報】を確認して行います。

【基準情報】環境省 「熱中症予防情報サイト」

